

令和6年4月18日

各所属長殿

長野県警察本部長

効果的な犯罪防止に向けた取組の推進について（通達）

本県において平成13年に34,764件と戦後最悪を記録した刑法犯認知件数は、令和3年には戦後最少の5,959件まで減少したが、令和4年から再び増加傾向にある。

また、電話でお金詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害が高水準で推移しているほか、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案、児童虐待等の人身安全関連事案の発生やサイバー空間における脅威は深刻な状況にあるなど、犯罪情勢は依然として厳しい状況にある。

このように社会情勢等が大きく変化している中、警戒の空白が生じることを防ぎ、県民に不安を与える身近な犯罪の防止に向け、犯罪の取締り、街頭での警戒活動等の警察が主体となった取組と、地域住民や自治体といった関係機関・団体等と連携した取組を一層推進する必要があるとの認識の下、関係機関・団体等と協働した犯罪防止に向けた取組を推進するための基本事項を取りまとめた警察庁生活安全局長通達「効果的な犯罪防止に向けた取組の推進について（通達）」（令和6年4月1日付け警察庁丙生企発65号）が発出されたことから、各署においては犯罪情勢を的確に分析した上で、その実情等に応じて、関係機関・団体等と協働した効果的な犯罪防止に向けた取組を推進されたい。

記

1 的確な犯罪情勢分析の実施

効果的な犯罪防止に向けた取組を行うには、各地域の犯罪の発生状況とその背景にある課題を明らかにすることが不可欠である。

犯罪情勢分析により判明した課題を解決するため、警察活動の強化はもとより、地域住民等に対する防犯情報の提供のほか、関係機関・団体等との協働による自主防犯活動の促進や安全安心まちづくりの推進等、犯罪の起きにくい社会の実現を図る観点から、より効果的な取組を検討すること。

2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

犯罪の起きにくい社会の実現を推進するためには、自治体を始めとする関係機関、地区防犯協会、自治会等の地縁団体、地域住民、事業者等と警察との重層的なネットワークを形成し、各地域、各分野において防犯意識等を根付かせることにより、官民を問わず地域ぐるみできめ細やかな防犯対策や関係機関・団体等による主体的な防犯に関する取組（以下「自主防犯活動」という。）を促進するとともに、安全安心なまちづくりへの取組を活性化することが重要であることから、関係機関・団体等との幅広い信頼関係の構築や多様な防犯ネットワークの整備・活性化等を図り、中長期的視野を持った広範な施策を持続的に講じること。

3 自主防犯活動の促進

各警察署においては、自主防犯活動を促進するため、これまでも関係機関・団体等と協働した各種取組を行っているところ、より効果的な促進を図るため、地域にお

ける自主防犯活動の実態を把握した上で、次に掲げる取組を重点的に推進すること。

なお、取組を行う上での視点として、地域住民や事業者自らがその地域の安全を守るといった自主的な防犯活動の取組が活性化し、浸透していくよう、地域住民等の意識と理解を深めていくこと。

(1) 持続可能な自主防犯活動に向けた支援

かつて良好な治安を支えてきた社会の連帯感が希薄化しつつある中で、各地域の自主防犯活動を担ってきた高齢者層の更なる高齢化や次世代への承継が困難な状況も見られることを踏まえ、警察においては、自主防犯活動が持続可能なものとなるよう、防犯ボランティア団体が抱える個々の課題の解決に向けた支援や活動に資する環境づくりに対する支援を行うこと。

特に、財政的な支援については、自治体と緊密に連携した関連予算の確保に努め、自主防犯活動に参加する人材の確保については、幅広い世代への働き掛けや、日常生活を通じた負担の少ない活動の提案など、多様な層や多様な活動への働き掛けに努めること。

(2) 地域住民等に対する防犯情報の提供

地域社会の不安を解消し、自主防犯活動及び地域住民個々の積極的な防犯行動を促進するため、地域住民等に対し、犯罪の発生状況や防犯対策を講ずる上で参考となる具体的な防犯情報を適時適切に提供すること。

なお、防犯情報の提供に当たっては、時宜を得た訴求力のある情報提供を行うとともに、提供する情報の内容や受け手の特性等に鑑み、多様な媒体を有効に用いるなどして、確実に受け手に必要な情報が届くよう努めること。

(3) 事業者等への防犯対策に関する助言・指導

犯罪の標的とされやすい金融機関、コンビニエンスストア、貴金属店、商業施設、公共施設、インフラ等については、事業者、管理者、業界団体に対し、業種や業態の特色に応じた防犯情報を適時適切に提供するとともに、防犯訓練の実施、センサーやI Cタグ等の防犯機器の普及に努めるなど、事業所等の防犯対策について助言・指導を行うこと。

(4) 女性・子供及び高齢者を守るための施策

子供の生命又は身体を害する犯罪、女性に対する性的な犯罪及び高齢者層を対象とした犯罪は、被害者等の心身や財産への影響はもちろんのこと、県民に対して著しい不安を与えることに鑑み、この種犯罪の未然防止を図るため、関係機関・団体等と当該地域の犯罪発生状況に関する情報や治安上の課題を共有し、解決に向けた対策を講ずること。

4 犯罪防止に配慮した環境設計の推進

犯罪を防止するためには、道路、公園等の公共施設や設備等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことが不可欠である。

街の環境設計は、各種社会インフラの整備を伴うことや地域住民が日常利用する空間における安全対策であること等から、「長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業」について自治体等に積極的に働きかけるなど、自治体を始めとする関係機関・団体等と緊密な連携を図りつつ、犯罪防止に配慮した環境設計を推進すること。

## 5 その他

### (1) 自治体との協働

自治体と協働する場合には、防犯に関する事務が、自治体の行政事務であると認識されていることを踏まえた上で、自治体が主体的かつ継続的に取組を行うよう働き掛けるとともに、地域の防犯上の課題等を踏まえた所要の情報提供、支援等を行うよう努めること。

### (2) 関係部門との連携

犯罪の防止に向けた施策を行うに当たっては、働き掛ける対象が重複する他部門と共同した取組を推進するほか、新たな対策を必要とする犯罪手口の実態について捜査部門と情報共有するなど、関係部門と連携した取組に留意すること。

### (3) 人材育成の推進等

犯罪情勢を的確に分析し、効果的な犯罪防止に向けた取組を推進していくために、分析や対策の企画立案、外部有識者との協働等を行うことのできる人材の育成に配慮すること。

### (4) 積極的な表彰・賞揚

犯罪の防止に向けた取組に係る効果的な施策については、積極的な表彰・賞揚を行うこと。

担 当：生活安全企画課（地域安全推進係）